



# HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	<資料紹介>「計画化の改善と経済メカニズムの強化」について（訳・解説）
Author(s)	望月, 喜市; Mochizuki, Kiichi
Citation	スラヴ研究, 25, 167-197
Issue Date	1980
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/5101">https://hdl.handle.net/2115/5101</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	KJ00000113081.pdf



## 「計画化の改善と経済メカニズムの強化」について

望月喜市訳・解説

### 解 説

この決定 (Постановление ЦК КПСС и Совета Министров СССР от 12 июля 1979 г. № 695. Об улучшении планирования и усилении воздействия хозяйственного механизма на повышение эффективности производства и качества работы) は、「公式資料」として『経済新聞』(Экономическая Газета) 1979, август, № 32. に掲載されたものである。(《Плановое Хозяйство》 № 9. にも全文収録されている)。

以下にみられるとおり、この決定は、1965年の経済改革以降の計画化と経営計算制(хозрасчет)に関する公式の総括であると考えられることができるともであり、同時に第11次5か年計画とそれ以後のこの分野での政策路線でもある。

周知のように、ソ連経済は年率3~5%の成長率に低迷し第10次5か年計画の達成は殆んど不可能視されている。農業面では1978年の穀物収穫の記録的な豊作にかわって、1979年は前年比20数%のおち込みが伝えられており、消費者物価に対する上昇圧力もそのポテンシャルを高めている。こうした状況からの脱出の願いもこの決定の中に込められているとみられる。

しかし、この決定が単にそうした状況への応急策とだけ考えるのは一面的であって、次に示すように65年改革以降経常的に積み重ねられてきた「計画化と経営計算制」の分野の一連の政策の延長線上に沿って、今後の政策を展望したかなり一貫した政策路線上の一里塚とこの決定を考えるべきであろう。

以下の資料は、主として『経済新聞』(Экономическая Газета, Э. Г. と略記) から取出したものであるが、1975年以前は資料の関係で必ずしも網羅的なものではない。

1. О совершенствовании планирования и усилении экономического стимулирования промышленного производства. Из постановления ЦК КПСС и Совета Министров СССР от 4 октября 1965 г. № 729.
2. Положение о социалистическом государственном производственном предприятии. Утверждено постановлением Совета Министров СССР от 4 октября 1965 г. № 731.
3. Методические указания по переводу предприятий, объединений и отраслей промышленности на новую систему планирования и экономического стимулирования, 1966, № 50, декабрь. (Э. Г.).
4. Техпромфинплан в новых условиях, 1967, № 22, июль. (Э. Г.).
5. О совершенствовании планирования капитального строительства и об уси-

- лении экономического стимулирования строительного производства. Из постановления ЦК КПСС и Совета Министров СССР от 28 мая 1969 г. № 389.
6. Об улучшении проектно-сметного дела. Из постановления ЦК КПСС и Совета Министров СССР от 28 мая 1969 г. № 390.
  7. Типовая методика разработки плана промышленного предприятия на 1971–1975 годы, 1971, январь № 5, и февраль № 7, (Э. Г.)
  8. Примеры расчета фонда материального поощрения и проекта нормативов отчислений в этот фонд для предприятий (объединений) на 1971–1975 гг. “протокол МВК № 231–б” 1971, № 22, май. (Э. Г.)
  9. Основные положения об образовании и расходовании фонда материального поощрения и фонда социально-культурных мероприятий и жилищного строительства на 1971–1975 годы, 1972, № 23, июнь. (Э. Г.)
  10. Об утверждении положения о производственном объединении (комбинате). Из постановления Совета Министров СССР от 27 марта 1974 г. № 212.
  11. Пятилетний план объединения, предприятия, типовая методика разработки пятилетнего плана производственного объединения “комбината”, предприятия на 1976–1980 годы, 1975, № 3, январь. (Э. Г.)
  12. Типовое положение об отделе организации труда и заработной платы производственного объединения “комбината”, 1975, № 14, апрель. (Э. Г.)
  13. Положение об оптовой торговле продукцией производственно-технического назначения, 1975, № 24, июнь. (Э. Г.)
  14. Примерный договор на организацию материально-технического снабжения производственного объединения “комбината”, предприятия, 1975, № 28, июль. (Э. Г.)
  15. Фонды поощрения объединений и предприятий в десятой пятилетке, Основные положения об образовании и расходовании фонда материального поощрения и фонда социально-культурных мероприятий и жилищного строительства на 1976–1980 годы в производственных объединениях “комбинатах”, на предприятиях и в организациях промышленности, переведенных на новую систему планирования и экономического стимулирования, 1976, № 50, декабрь. (Э. Г.)
  16. Группы по оплате труда, 1977 № 6, февраль. (Э. Г.)
  17. Щекинскому методу — широкое применение, условия дальнейшего внедрения комплексного метода совершенствования организации труда, материального стимулирования и планирования по опыту Щекинского химического комбината, 1977, № 6, февраль. (Э. Г.)
  18. Встречные планы на десятую пятилетку, Положение о порядке разработки, стимулирования и учета выполнения встречных планов предприятий “организаций” и объединений в десятой пятилетке, 1977, № 7, февраль. (Э. Г.)
  19. Щекинскому методу — широкое применение, 1977, № 9, февраль. (Э. Г.)
  20. Определение эффективности новой техники, Методика “основные поло-

- жения” определения экономической эффективности использования в народном хозяйстве новой техники, изобретений и рационализаторских предложений, 1977, № 10, март. (Э. Г.)
21. Комментарий отдела Госплана СССР, 1977, № 15, апрель. (Э. Г.)
  22. Фонды поощрения службы быта в десятой пятилетке, Основные положения об образовании и расходовании фонда материального поощрения и фонда социально-культурных мероприятий и жилищного строительства в 1976–1980 годах на предприятиях и в организациях бытового обслуживания населения, переведенных на новую систему планирования и экономического стимулирования, 1977, № 15, апрель. (Э. Г.)
  23. Фонды поощрения предприятий местной промышленности в десятой пятилетке, 1977, № 18, апрель. (Э. Г.)
  24. Фонды поощрения в коммунальном хозяйстве, Основные положения об образовании и расходовании фонда материального поощрения и фонда социально-культурных мероприятий и жилищного строительства на 1977–1980 годы на предприятиях и в организациях коммунального хозяйства, переведенных на новую систему планирования и экономического стимулирования, 1978, № 8, февраль. (Э. Г.)
  25. Определение народнохозяйственного эффекта, 1978, № 10, март. (Э. Г.)
  26. Учет и стимулирование встречных планов, 1978, № 13, март. (Э. Г.)
  27. По щекинскому методу, 1978, № 21, май. (Э. Г.)
  28. Премирование аппарата управления, 1978, № 24, июнь. (Э. Г.)
  29. Премирование работников снабжения, 1978, № 34–35, август. (Э. Г.)
  30. Об улучшении планирования и усилении воздействия хозяйственного механизма на повышение эффективности производства и качества работы, 1979, № 32, август. (Э. Г.)
  31. Совершенствование хозяйственного механизма, 1979, № 33, август. (Э. Г.)
  32. Повышение роли трудового коллектива, 1979, № 34, август. (Э. Э.)
  33. Финансы в механизме хозяйствования, 1979, № 34, август. (Э. Г.)
  34. Методические указания о порядке планирования и учета роста производства продукции высшей категории качества “Основные положения” 1979, № 35, август. (Э. Г.)
  35. Укрепляя связь науки и практики, 1979, № 35, август. (Э. Г.)
  36. Плановые показатели и критерии оценки, 1979, № 35, август. (Э. Г.)

上記関係文献のうち、第2番目の文献が、いわゆる「社会主義国営生産企業規程」といわれるもので、その全訳は『経済学雑誌』(55巻1号)(藤田整訳)に掲載されており、同氏の許可を得て拙著『計画経済と社会主義企業』(雄渾社、1967年)の巻末に転載してある。この企業規定に関するコメントリとして次のものがある。

Под ред. проф. В. В. Лаптева, *Комментарий к положению о социалистическом государственном производственном предприятии*, «юридическая литература», М. 1968., и издание второе, переработанное и дополненное, 1971.

同じくこの分野での参考文献として、

A. M. Ковалевский, *Техпромфинплан в новых условиях и типовая методика его разработки*, 《экономика》 М. 1968.

Н. И. Клейн, И. И. Петров, *Комментарий к Положениям о поставках продукции и товаров*, 《юридическая литература》, М. 1978.

Под ред. проф. В. В. Лаптева, *Комментарий к Положению о производственном объединении (комбинате)*, 《юридическая литература》, М. 1979.

などを挙げるができる。

なお上記文献リストのうち30番目の文書が、以下の訳出対象となったものである。

こんどの決定文書の総体としての印象は、ソ連の鋳工業生産活動が、一つの巨大な生産システムとして益々強く編成され、経済計画の手法が、より将来に向って、よりピラミッド型に精密化されたものといえる。これは正に大規模システムの生産・管理規則要綱である。計画化システムは本来サブシステムのピラミッド状の集中（全体）システムであり、こうした方向は肯定されるべきものであろうが、この中にどのように民主制、柔軟性、刺激制を取り入れていくかが、この種のシステムの一つの課題である。この点から、今度の決定をみると、企業計画における承認指標が65年段階よりかなり増加している反面<sup>1)</sup>、長期経済結合方式を一層発展させ、経営計算原則を企業合同を単位として徹底させ、省・庁段階にこれを拡大するとか、物的刺激制度に長期安定ノルマチーフを導入する（1971年以降）、年度計画はその枠をゆるめ（5か年計画に重点を移行—1971年以降）下からの呼応計画の積上げ方式にし、指標の採用に部門の特性を考慮する柔軟性を与えた、などの特徴をみることができる。増加した承認指標をみると、労働生産性と賃金の関係を重視して、物価上昇圧力に対処し、80年代の労働力不足経済に備えて労働者、勤務員のリミットを導入するなどの政策的配慮が感じられる。

今度の決定の最大の特徴の一つは、科学—技術レベルと品質の向上への配慮であり、第13項から第15項がこれに対応する直接振興策であるとすれば、第51項から52項にかけては、経営計算制と価格政策面からのこれに対する刺激策であり、第53項は労働生産性へのテコ入れ策である。

また第II部は、建設・投資面の政策を扱っているが、そこでも信用機能の強化による建設促進策が打出されている。

純生産高指標や加工価値ノルマ（НСО）<sup>2)</sup>が公式文書にとりあげられたのも、長年の理論面での主張が政策面に反映したものとして興味深い。また価格形成に関しては、「労働価値価格」形成に近づいたようにみえる点（55項(e)、および末尾文献[37]など）も、注目される。なお個々の論点について、よりくわしい計算方式は、引続き発表されていくものと思われる。

1) 増加した承認指標としては、純生産高、労働生産性（1971年以降）、上質生産物比率（1971年以降）、労働者・勤務員のリミット、科学—技術プログラムの導入課題、技術・労働・生産管理面での先進的経験の導入課題、資材節約課題といったものがある（第8項を参照）。

2) 加工価値ノルマ論争については拙著（前掲）第5章を参照されたい。純生産高指標の実験的導入は1973年以降である。

「計画化の改善と経済メカニズムの強化」について

## 訳

計画化の改善並びに生産効率と労働の質的向上に関する経済メカニズムの強化について

第25回党大会、それに続く党中央委員会総会およびソ連邦憲法の規定に立脚し、ソ連共産党中央委員会並びにソ連邦閣僚会議は、経済の計画的指導の一層の改善、生産管理の民主的諸原則の発展、労働集団の創造的自発性の引上げに関する一連の政策を施行することが必要であると考えた。

その課題とは、計画化と経済運営の水準を高め、現段階—発達した社会主義段階—の諸要求にそれを即応させること。社会的生産効率の大巾引上げ、科学—技術進歩の促進、労働生産性の引上げ、生産物の品質改善の実現などであり、それらを踏まえて、国の経済とソ連人民の福祉の不断の向上を保証することにある。

共産党中央委員会と連邦閣僚会議は、次の決定を行った。

### I 国民経済における計画作業レベルの引上げに関する措置について

1. すべての計画作業改善の主要な方向は、高度の経済的成果を挙げうるより効果的な方法の選択、産業部門と地域の発展の合理的結合、長期計画と短期計画の合理的結合、部門間と部門内の<sup>プロポーション</sup>釣合の改善、均衡成長の保証などである。

この目的のために、ソ連邦の経済社会発展計画の作成に際して、連邦 Gosplan、連邦省・庁、加盟共和国閣僚会議は、次のことを保証すること。

a) 計画作成に際しては視野を広くもち、経済・社会問題の総合的な解決を計り、重点とする全国的プログラムに努力と資源を集中すること。

b) 社会的労働生産性と生産物の品質の向上に資する科学—技術上の発見と発明の具体化を促進すること。

c) 生産 фонд、原料、労働力、資金を合理的に利用し、経営における節約体制の強化と損失の除去を計ること。

d) 産業構造をより先進的なものに改造し、投資とあらゆる社会的生産の効率引上げを保証するために、産業部門と経済地域の発展の優先順位を正しく決定すること。

e) 釣合とバランスのとれた経済成長に不可欠な資材予備と資金予備を形成すること。

連邦 Gosplan は、長期計画の役割の強化、手段—目的法<sup>1)</sup>の応汎な採用、科学的な技術—経済ノルマとノルマチーフ体系の導入を基礎として、計画化内容を質的に新しい水準にまで引上げること。

2. 経済—社会発展長期計画作成方法を次のように設定する。

a) 連邦科学アカデミー、科学—技術国家委員会、連邦建設委員会は、20年間にわたる(5か年別)科学—技術発展総合プログラムを作成し、5か年計画開始2年前迄にそのプログラムを連邦閣僚会議と連邦 Gosplan に提出すること。5か年を経過するごとに、当該総合プログラムに必要な修正を加え、それを新5か年計画に導入すること。

b) 連邦 Gosplan は、党によって決定される長期の社会的—経済的諸課題と科学—技

1) 末尾追加文献〔51〕をみよ。

術発展総合プログラムにもとづいて、連邦省・庁並びに、構成共和国閣僚会議と共同して、連邦経済—社会発展10か年(5か年別)基本方向草案を作成すること。最初の5か年計画では、基本方向の諸指標は、1か年刻みで作成され、次の5か年計画については、最も主要な指標が5か年間の最終年について(投資は5か年間全体について)規定される。5か年ごとに、この基本方向に必要な修正が加えられ、新5か年計画にそれが生かされる。基本方向草案では、大規模な経済—社会問題の解のバリエーションが検討される。

基本方向草案は、原則として、5か年計画開始1年半以前に連邦閣僚会議に提出される。

c) 所定の手続きで採択された経済—社会発展基本方向草案にもとづいて、来るべき5か年間にわたる年度刻みの基本的指標と経済的ノルマに関する統制数字が作成され、5か年計画開始1年以前に、連邦省・庁、構成共和国閣僚会議にそれが伝達される。連邦省・庁と構成共和国閣僚会議は、連邦ゴスプランからの統制数字受理後1か月以内に、企業合同、企業、機関にそれを伝達すること。統制数字にもとづいて、経済—社会発展5か年計画(年度別)草案が、企業合同、企業、機関によって作成される。この際、企業合同、企業、機関は、販売機関と共同して、経済契約を締結するため生産物の品目(アソートメント)決定に関して需要側および供給側との間で予備的作業を行う。

連邦省・庁、構成共和国閣僚会議は、統制数字と企業合同、企業、機関によって提示された5か年計画草案にもとづいて、(年度別)5か年計画草案を産業部門別、共和国別にそれぞれ作成し、それを連邦ゴスプランに提示する。

連邦ゴスプランは、上記草案を考慮し、あらゆる指標についてバランスのとれた経済—社会発展5か年計画(年度別)草案を作成し、5か年計画開始5か月以前に連邦閣僚会議にそれを提出する。

あらゆる管理レベルの計画草案の作成に際しては、選挙民の要望を考慮すること。

3. 経済—社会の発展を計画化する主要な形態並びに経済活動を組織する基礎としての5か年計画の役割を強化する目的で、国家経済—社会発展5か年計画の作成にあたっては、5か年計画の各年度に関し〔次のことが行なわれる〕。

資材、労働力、生産能力のバランス、財務バランス、住民の貨幣収支バランスの作成。

所与のノルマチーフ<sup>2)</sup>に基づく、生産・基本建設・科学—研究活動にとって必要な資材・資金の保有高、必要な場合には生産能力の保有高の規定。

賃金ファンドや経済的刺激ファンド<sup>3)</sup>ノルマチーフを含む経済的ノルマチーフの承認。

5か年計画は、作業種類別、労働・原材料・燃料—電力の支出についての科学的に基礎づけられた技術—経済ノルマとノルマチーフ、並びに生産力の利用ノルマチーフや比投資ノルマチーフシステムにもとづいて構成される。

工業卸売価格、建設見積り価格、貨物輸送料金は5か年間にわたって安定的に維持する。経済管理のすべてのレベルにおける5か年計画遂行度の評価は、5か年計画開始後の累

2) ノルマチーフ(норматив)とは、基準率のこと。これに対して、ノルマは基準値(標準値)の意味で用いられる。後述する経済的刺激ファンドへの払込率(ノルマチーフ)などのように使う。  
3) 経済的刺激ファンドとは、利潤から形成される、企業内部留保資金の一部分で、物的奨励ファンド、社会文化・住宅建設ファンド、生産発展ファンドなどからなる。なお関連項として、第50項などを参照。

「計画化の改善と経済メカニズムの強化」について

積額で、また年度計画については、年初以降の累積額で評価する。

4. 経済—社会発展年度計画は、5か年計画の当該年の課題と経済ノルマチーフを基礎として、それに必要な具体性を加え、科学—技術の新しい成果の導入、さらには5か年計画遂行を保証する経済的・組織的措置の実施を考慮して作成される。

年度計画の作成は下部から — 生産合同（企業）と〔建設〕機関 — から開始される。社会主義競争と経営内部予備の利用を発展させながら、生産合同（企業）と機関は、5か年計画の当該年に設定された課題をこえる呼応計画（встречные планы）を作成する。生産企業合同（企業）と機関の自発性により採択され、資材と結合した呼応計画が年度計画に組み込まれる。

生産企業合同（企業）と機関は、締結された契約にもとづいて、需要側の注文に即して、年度計画の中で生産品目（アソートメント）を決定する。

連邦省・庁と構成共和国閣僚会議は、5か年計画の当該年の課題および生産合同（企業）と機関の呼応計画にもとづいて、産業部門別共和国別に、（4半期刻みの主要目標を伴う）年度計画草案を作成する。年度計画指標は、5か年計画の当該年に設定された課題を下廻ってはならない。

連邦ゴスプランは、5か年計画の当該年の課題と上記の草案を考慮して、年度開始4か月以前に、次年度の経済—社会発展国家計画草案を連邦閣僚会議に提出する。

5. 生産合同（企業）と機関の5か年計画と年度計画は、夫々の指標の過去の趨勢からのみ計画指標を設定するのではなく、経済的技術的計算にもとづいて作成される。

省・庁は、1979—1980年の期間に各生産企業合同（企業）の設備一覧（パースポルト）<sup>3)</sup>の作成を保証し、それ以後はそれを更新する。設備一覧には、生産設備の交替係数を含む設備有高と利用に関する資料、組織—技術レベルと生産特化に関する資料、その他5か年計画と年度計画を作成するのに必要な技術—経済指標を含まねばならない。

党・ソビエト・労働組合・青年共産同盟の諸機関、経営機関は、5か年計画と年度計画の作成、およびその遂行のコントロールに当って、生産企業合同（企業）と機関の労働者集団の積極的参加を保証すること。労働者集団の注意を生産設備の効率的利用と労働生産性の引上げ、労働条件・生活条件の改善、計画・技術・労働原則の強化に集中させること。

6. 国家経済—社会発展長期計画の最も主要な構成部分として、目的別総合科学—技術・経済・社会プログラム並びに各地域および地域—生産コンプレックスの発展プログラムを作成し、このプログラムとそれに対応する計画部分及び資材と資金との必要な結合を保証すること。

連邦ゴスプランは、関連する連邦省・庁および構成共和国閣僚会議の参加をえて、上記プログラムの一覧およびその作成方法と〔計画〕期間を5か年計画開始1年半以前に決定し承認しなければならない。近い将来の第一順位として、燃料・金属節約プログラム、バム地帯発展プログラム、手労働の縮少〔省力化〕プログラム、消費財新製品開発プログラムの作成が検討される。

7. 経済—社会発展5か年計画では、鉱工業省・企業合同・企業に対して、次の指標と経済的ノルマチーフが（年度刻みで）承認される。

3) 企業の設備一覧(パースポルト)については、《Э. Г.》1979, № 46, ноябрь をみよ。(末尾文献[54])

### 生産に関しては

比較価格による（標準）純生産高<sup>4)</sup>の増加，ある生産部門では，商品生産高<sup>5)</sup>。純生産高の増加が承認される部門では，商品生産高指標は計算用（расчетно）〔計算指標〕<sup>6)</sup>となる。純生産高指標への移行は，当該部門の準備が整い次第行われる。

基礎的生産物（輸出品を含む）の生産高は現物指標で与えられる。

高品質生産物の生産高もしくは，当該部門に独特な生産物の品質指標。

### 労働と社会的発展に関して

（標準）純生産高で計算された労働生産性の増加。もしくは，部門によっては労働支出の変化をより正確に反映するその他の指標で計算した労働生産性の増加。

労働生産性の計画化のために採択された指標による生産高1ルーブル当りの賃金ノルマ<sup>7)</sup>。あるいは，賃金フォンドの総額。生産高ルーブル当りの賃金ノルマが計画において承認される省においては，賃金総額は計算用として，連邦 Gosplan によって与えられ，企業合同や企業に対しては，省によって与えられる。

労働者と勤務員の数の上限。

手労働縮少〔省力化〕課題。

物的奨励フォンド，社会文化—住宅建設フォンド形成ノルマチーフ。

### 財務について

利潤総額。部門によっては，生産物の原価引下げ高。原価引下げ課題が与えられる部門に対しては，利潤総額は計算用として決定される。利潤分配の総ノルマチーフが設定される部門では，国家予算への支払と国家予算からの受取り額が同時に承認される。

### 基本建設について

固定フォンド，生産設備，生産施設の稼働開始高。この中には，現行企業の技術的再装備と改築による生産能力の増大を含む。

国家投資と建設—組立作業のリミット。この中には，現行企業の技術的再装備と改築に伴う費用を含む。5か年計画で設定されたリミットが年度計画で超過承認されることはない。

生産発展フォンドの形成ノルマチーフ。

### 新技術の導入に関して

科学—技術プログラムの遂行，新しい高性能製造工程や新製品の創造・開発・導入に関する基本課題。この中には新規導入企業や施設に関する基本課題を含む。

製品および主要な出荷生産物の技術レベルに関する基本指標。

- 4) 企業内部で生産される付加価値額のこと，労働集団が国民所得の生産にどのだけ貢献したかを示す。詳細は《Э. Г.》№ 40-41, 1979. を参照せよ（末尾文献〔41〕）。
- 5) 企業の生産高指標の一つ。生産高指標を概念の広さの順に並べると「総回転高」—「総生産高」—「商品生産高」—「完成生産高」の順になる。「商品生産高」とは出荷生産高（＝完成生産高）＋受注した工業作業価値として表わされる。（Бакланов, Г. И., Вопросы статистики промышленного предприятия, госстатиздат, М. 1955, с. 11）
- 6) 企業管理上の指標群として，(1)承認指標，(2)計算指標，(3)評価指標，(4)刺激指標がある。(1)は上部機関の承認を必要とするもの。(2)は企業の計画化に利用する指標で，承認を必要としないもの。(3)は刺激フォンド形成の計算などに利用されるもの。(4)はそのうちプレミアム支払用に用いられるもの。拙著『計画経済と社会主義企業』p. 126。
- 7) 詳細は《Э. Г.》№ 45, 1979. をみよ。（末尾文献〔46〕）

「計画化の改善と経済メカニズムの強化」について

科学—技術の導入に伴う経済効果<sup>8)</sup>。

(省に対して) 科学—技術発展統一ファンド<sup>9)</sup>の形成ノルマチーフ。

#### 資材—機械供給について

5か年計画遂行に必要な基礎的な資材—機械供給高。

主要な資材支出ノルマの平均引下げ課題。

8. 第11次5か年計画より、経済—社会発展年度計画では、5か年計画の各年別に設定された課題を具体化したり、場合によっては精密化する形で、次の指標が承認される。

a) 鉱工業省に対しては：

(5か年計画よりもっと細かな品目分類 (по более развёрнутой номенклатуре) で)<sup>10)</sup> 現物表示の生産高。この中には輸出品を含む。

固定ファンド、生産設備、生産施設の稼働高。この中には、現行企業の技術的再装備と改築による生産能力の増加高を含む。

国家予算への支払と予算からの受取り。

年度計画遂行に必要な資材—機械引渡し高。

生産物の販売高、利潤総額、および(生産高1ルーブル当りの賃金ノルマチーフが設定されない部門では)賃金ファンドに関する年度計画指標などが、連邦 Gosplan の同意をえて連邦鉱工業省によって、〔共和国省にあっては〕共和国 Gosplan の同意をえて、共和国省によって、承認される。

(標準) 純生産高もしくはその他の生産高指標、労働生産性の増加、高品質製品の生産高、新技術導入課題およびその他の諸指標は、5か年計画の当該年度の課題(もしくはノルマチーフ)に立脚して、年度計画では鉱工業省によって設定される。連邦省もしくは構成共和国の年度計画草案指標が、全体として5か年計画の当該年の目標より低い場合には、当該連邦省もしくは構成共和国閣僚会議と連邦 Gosplan の提示により、連邦閣僚会議の承認がとりつけられる。

b) 企業合同と企業に対して：

#### 生産高に関して

(5か年計画より一層分類の細かな品目で)輸出品を含む現物表示での生産高。消費財に関しては、児童用品を含めて、グループ〔レベルの〕品目分類<sup>11)</sup>での現物表示の生産高。

生産用生産物、消費財の品目別(アソートメント別)の締結契約にもとづく引渡し義務の遂行度の評価用、および、輸出品の調達発注指図書に関する義務の遂行度の評価用として、合同企業や企業に対して販売高が承認される。

8) 国民経済効果 = Эпр + Эпотр, Эпр: 新技術の生産側で発生する経済効果, Эпотр: 新技術の耐用期間内に利用側でえられる経済効果。詳細は “Определение эффективности новой техники” 《Э. Г.》, 1977, № 10, март. および “Определение народнохозяйственного эффекта” 《Э. Г.》, 1978, № 10, март. を参照 (文献 [20], [25])。

9) 科学—技術発展資金として、傘下企業から払込まれ、省のもとで積立てられるファンド。関連規定として、第51項をみよ。なお《Э. Г.》, № 39, 1979. を参照 (文献末尾 [39])。

10) 品目分類のランクは、次の三段階に分けられる。сводно-плановая номенклатура, групповая н. развёрнутая н. (см. Экономическая Энциклопедия, промышленность и строительство, т. I—III, М. 1962—1965, т. II, сс. 39—44)。

11) 品目細分度レベル2に相当する。脚注 10) をみよ。

労働生産性の測定に際して利用される（標準）純生産高もしくはその他の生産高指標。  
高品質生産物の生産高もしくは、当該部門に設定されたその他の品質指標。

#### **労働と社会的発展について**

労働生産性の増大。

労働者・勤務員数のリミット。

賃金ファンド（生産高ルーブル当りの賃金ノルマが設定されない産業部門の場合）

#### **財務について**

利潤総額（もしくは生産物原価引下げ）。

国家予算への支払いと、国家予算からの受取り。

#### **基本建設について**

固定ファンド、生産設備、生産施設の稼働開始高。この中には、技術的再装備や改築による生産能力の増加高を含む。

#### **新技術と先進的経験の導入について**

新規の高効率製造工程や新製品の作成、開発、導入、および科学—技術プログラムの遂行課題。同じく製造技術、労働・生産・管理の科学的組織化の分野での先進的経験の導入に関する課題。

#### **資材—機械の保証について**

年度計画遂行に必要な資材—機械の引渡し高（5か年計画よりもより細分化された品目分類で）。

主要資材の投入ノルマの平均引下課題。

その他の諸指標は、年度計画では5か年計画の当該年の課題（もしくはノルマチーフ）に基いて、企業合同と企業自身により作成・決定される。

9. 連邦ゴスプランは、関係連邦省・庁と協力して、生産物の効率・品質その他の使用特性を測定する科学的な技術—経済指標を広く採用し、（金属冶金、機械組立、その他の工業部門について）生産物の物的測定尺度システムに必要な変更を加え、1979年～80年にそれらを導入すること。

同上期間に、設備の生産性およびその他の経済的特性をより完全に反映する測定単位を用いる、大枠分類による設備の生産計画への移行を実現すること。重量指標は、必要な場合、計算〔指標〕としてのみ採用すること。

10. 連邦ゴスプランは、関係連邦省・庁および構成共和国閣僚会議の提案にもとづき、各産業部門や工場（採掘部門とくに石炭、電力、その他若干の農業原料加工部門を含む）に対し、その特性を考慮して、第7・8項以外の指標、すなわちより正確に生産動態、生産効率、労働生産性の増大を反映する指標を設定することができる。

11. 省・庁は、生産合同（企業）の出荷総量やその他の指標が、より効率的な生産手段もしくは高品質の新消費財の導入と増産に関連して、承認済み計画より低下する場合は、当該生産単位の提案にもとづいて、その年度計画を変更することができる。その場合、生産合同（企業）は、需要側との経済契約を適時に修正しなければならない。生産合同（企業）の年度計画指標の変更と関連して、連邦省・庁および構成共和国全体として、承認計画に比較して指標が低下する場合には、その変更は、連邦ゴスプランの承認対象となる。

「計画化の改善と経済メカニズムの強化」について

12. ソ連邦・構成共和国と自治共和国・地方・州・都市・地区〔の各段階〕、および省・庁・企業合同・企業と機関〔の各段階〕の経済—社会発展国家計画の中には、社会発展の総合措置を記述した総説的諸章 (сводные разделы) が設けられる。その中では、労働条件の改善、労働者の技能資格や職業熟練度の向上、住民の教育・文化レベルの向上、住宅条件・文化—日常生活条件の改善、医療サービスの改善、その他社会生活面での措置が、生産課題、基本建設課題およびそれらの効率引上げ課題と関連づけられて、検討される。

13. 経済—社会発展計画に於ては、科学・技術の成果の全面的な包摂を念頭において、

a) 科学・技術連邦国家委員会、連邦建設委員会は、連邦科学アカデミーと協力し、次の事項を実施する。

基礎研究・応用研究の成果を導入するため、最も主要な科学—技術問題、自然資源の総合的利用問題を解決するプログラムを作成し連邦 Gosplan に提出すること。その提案に於ては、科学的研究から実用段階に到るまでの新製品の大量生産の組織化と先進技術の導入を含む作業の最終目標、技術的—経済的成果、作業期間と作業の実現諸過程などが検討される。

プログラム遂行上の全体責任、およびその部分課題に対して責任を負うリーダー格の省・庁を決定する。リーダー格の省・庁の提案に基づき、当該プログラム並びに課題に対する指導者を任命する。

b) 連邦省・庁および構成共和国閣僚会議は、5か年計画に於て次の事項を作成し承認する。

産業部門の技術水準の引上げ計画。その中で、部門の科学—技術問題、自然資源の総合利用プログラムを検討する。それと同時に、高品質新製品・材料、機械・設備、先進的製造工程の創造・開発・導入プログラム、工場の技術的改善と生産物の品質改善に関するプログラムを検討する。

自然保護・環境維持計画、および副産物、産業排棄物、二次材料その他の資源の利用計画。

14. (連邦) 標準規格国家委員会は、省・庁と協力して、1979年～80年の期間に：

機械・設備に関する旧式化した標準規格の再検討をすること。新標準規格には、一連の質的特性と並んで、製品の軽量化、使用燃料・電力節減、部品・装具の規格統一要求をもち込むこと。機械製品一般、類似製品の標準規格化と専門化作業プログラムの作成。

主要消費財の標準規格化統一プログラムの作成。その際、製品の品質要求の高度化を考慮して、原・材料、複合部品、完成品に対する承認規準をみたすこと。

15. 製品の技術レベルと品質の高度化のために：

a) 連邦省・庁、構成共和国閣僚会議は、新規企業の設計・建設、現行企業の拡大と改築に当っては、技術特性・品質に関して国内・国外の最良製品に匹敵するか、それ以上の製品の生産を新規導入設備で保証するような、高能率生産技術と最新技術の採用を基準とすること。(連邦) 科学—技術国家委員会と(連邦) 建設国家委員会は、こうした要求の実現を厳格に指導すること；

b) (連邦) 科学—技術国家委員会は、関係省・庁と協議の上：

1979年～80年の期間に、従来製品もしくは新製品の技術的—経済的指標の引上げ政策

の作成と実現，陳腐化製品の生産中止を促進するため，機械・設備・その他の生産用機械の技術レベルの評価〔基準〕を導入すること。将来は，一定期間ごとにこうした評価〔基準の適用〕を実行すること；

とくに重要な製品と製造工程の，技術的課題と最終成果の段階での技術—経済指標に関して，〔当該〕官庁以外の専門家鑑定を行う方法と時期を設定すること；

c) 省・庁に対して：

省・庁のイニシアティブで，傘下の適当な大規模企業合同（企業）に対し，最重要な新製品の導入を計ること；

1979年～80年の期間に，（連邦）標準規格化国家委員会と協同して，最も重要な生産的—技術的用途および文化—日常製品の〔それぞれについて〕国家テスト責任機関〔複数〕を確立すること。

（連邦）標準規格化国家委員会に対し，上記製品の国家テストの方法上の指導と，その実施の適正を監督する責任を課するものとする。

16. ソ連邦経済—社会発展国家計画課題のバランス性を上げるため，連邦ゴスプラン，連邦省・庁の責任を高めることが必要であると考ええる。

資材バランスの作成とその分配計画の方法を次のように定める：

10年間にわたる経済—社会発展基本方向において，5か年計画の最終年の主要な生産物の主要な利用方向を決定するバランス表を作成する。

5か年計画では，年度刻みで大枠品目分類で（по укрупненной номенклатуре）生産物バランスを作り，主要なファンド割当受権者（фондодержатели）<sup>12)</sup> 別分配計画を作る。

年度計画では，細目分類でバランス諸表をつくり，そのファンド割当受権者別配分計画をつくる。

連邦ゴスプランは，連邦供給国家委員会と協力して，3か月以内に〔4半期計画において〕生産物の品目（アソートメント），バランス諸表，分配計画を定める。それらは，連邦ゴスプラン，連邦供給国家委員会，連邦省・庁，構成共和国閣僚会議により，それぞれ作成・承認される。上記諸機関〔連邦省・庁・共和国閣僚会議〕は，計画の資材的裏付けに対して責任を負い，その承認の責任は，これらの諸機関〔ゴスプランと供給委員会〕が負う。部門間にまたがる比較的重要な生産物のバランス表と分配計画は，連邦閣僚会議の承認を受けるため，連邦ゴスプランによって提出される。

連邦供給国家委員会は，連邦省・庁および構成共和国閣僚会議と協同して，生産物の具体的必要額を追求し，供給の隘路を適時に克服する政策を（政策の根拠と見積りを付して）5か年計画と年度計画案の準備過程で作成し，連邦ゴスプランに提示する。連邦ゴスプラ

12) 分配計画に従って，生産物ファンドを割当てられた，連邦省・庁・その他諸機関，たとえば，連邦工業生産企業合同，連邦—共和国省，共和国工業生産合同など。その他 Союзглавкомплекты（連邦コンプレックス総管理局），Союзгавкомплектавтоматика（連邦オートメーションコンプレックス総管理局）などもこれに該当する。但し，供給—販売機関は配分の執行機関であって，ファンド権利者ではない。省は，ファンド割当を受けると，その5%の範囲でストックに廻すことができる。ファンドを割当られると，一定期間（20日～30日）以内に供給機関にそれを通知する。供給—販売機関は，供給者を指定し，需要側の必要品目を詳細化して，供給者に知らせる。（см. Клейн, Н. И. и др., Комментарий к Положениям о поставке продукции и товаров, 《юридическая литература》，М. 1978. сс. 24—28.）

「計画化の改善と経済メカニズムの強化」について

ンは、これらの政策を実行するために必要な手段〔資源・財源〕を、計画案で検討すること。

17. 必要な品目と品質の生産物の需要を、生産面でも消費面でも充足する責任は、当該生産物を主として生産する省が負うものとする。細目分類（アソートメント）による出荷生産物と出荷時期のとりきめは、連邦供給国家委員会付属連邦供給販売総管理局もしくは（資材—機械供給国家システム扱いでない生産物については）省・庁の販売機関と協同して、生産合同（企業）=供給側と生産合同（企業）=需要側によって行なわれる。

生産的—技術的用途に供される生産物の生産と引渡し（1980年以降の）一覧表は、生産企業合同（企業）の専門化を考慮して、生産合同（企業）に対して、連邦供給国家委員会の参加をえて、連邦省・庁によって作成される。その表にもとづいて需要側は所与のフォンドの枠内で、必要生産物の受取り契約を供給—販売機関と取結ぶ。

18. 連邦ゴンプランは、関係省・庁および構成共和国閣僚会議と協同して、生産企業合同（企業）の直接長期経済結合<sup>13)</sup>（*прямые длительные хозяйственные связи*）への移行を、基本的には、1980年に完了すること。

直接長期経済結合の場合、鉱工業の生産合同（企業）間、および生産企業合同（企業）と、連邦国家供給委員会、運輸機関、国営商業・協同組合商業との間の契約は、5年間にわたって締結される。（年度刻みを伴う）5か年契約による生産物の引渡し総額は、原則としてグループ別品目分類（アソートメント）で行なわれる。年度計画の作成に際しては、引渡し生産物の品目（アソートメント）は、年度開始1.5か月以前に細分化され、精密化される。

19. 連邦供給国家委員会に対して：

生産合同（企業）と〔建設〕機関に、資材を保証する一つの形態として、連邦供給国家委員会とそれらとの間に締結された契約にもとづく、保証総合供給制（*гарантированное комплексное снабжение*）を発展させること。

第10次5か年計画期間中に、連邦供給国家委員会の地域供給基地から、一般の輸送手段で、場合によっては、連邦供給国家委員会〔自身〕の輸送手段で、協定輸送ダイヤにもとづく需要側への中央集中配送〔体制〕への切りかえを、基本的に完了すること。

20. 鉱工業省は、傘下の生産企業合同（企業）の消費財を販売するフィルム商店網<sup>14)</sup>を発展させること。商品取引計画とフィルム商店に対する市場フォンドは、構成共和国閣僚会議もしくは、その依嘱による自治共和国閣僚会議、地方・州ソヴェト執行委員会によって、関係鉱工業省の同意のもとに承認される。

文化—日常品と家庭用品を生産する主要鉱工業省（もしくはその依嘱による傘下の企業合同）は、所属のいかなを問わず企業合同と企業によって生産されるすべての当該商品の総括提供者として、卸定期市（*оптовые ярмарки*）に〔当該商品を〕出品する義務を負う。

21. 連邦商業省並びに消費財を生産する鉱工業省・企業合同と企業が、消費財に対する

13) 「直接長期経済結合」は新システムの最も重要なものの一つである。この主旨は、長期契約を需給者間で結ぶことで、物流を円滑化することにある。たとえばトラクター・農機具、自動車、輸送機関、ベアリング工場などに対する金属の引渡しなどは長期経済結合で行われる。（*см. 上掲書 “комментарий” p. 111 以下による*）

14) 同一産業部門内の企業合同、1961年に始まる。（拙著前掲書，pp. 50-51 参照）

住民の需要によりよく応える責任性を高めるため、連邦商業省総管理局（構成共和国商業省卸売機関）と鉱工業企業合同（省の総管理局）との間で、5か年協定の締結を慣例化すること。その際契約の中で次の事項を包摂すること：

品目の更新、仕上げと外見・包装の改善、および住民の需要に一層応えるためのその他の取り決め、商業機関の注文に対する生産合同（企業）の責任性の引上げ、商業機関の発注責任の引上げ。

試作新製品と特定流行品に対する価格設定、商品の品質と使用特性に応じた商業割引格差や実際の需要を考慮した（価格国家委員会規準にもとづく）価格の決定。

上記の5か年協定にもとづいて、生産企業合同（企業）は、商業企業との間に年度契約を締結する。その中で、需要を考慮して当該商品の引渡し量、品目および引渡し条件が具体化される。

子供用品の商品引渡し契約義務違反に対する生産合同（企業）の責任性を高めるために、子供用品以外の商品に対する違約金よりも高い罰金が課される。

**22.** 商業省の卸売基地〔倉庫〕と小売企業との間の経営関係は、契約に基づいて調整すること。契約の中では、卸売基地側の責任として、必要な品目の商品を間断なく商店に供給すること、小売企業側の責任として、商店に最小限の品数を取りそろえておくことを規定すること。物的奨励ファンドとプレミアムを形成する場合には、こうした契約義務の遂行を考慮すること。卸売商業における商品在庫基準を高めること。

**23.** 連邦ゴスプランは、経済-社会発展10か年基本方向(年度刻みを伴う)、5か年計画、年度計画草案の中で、連邦全体および構成共和国別の労働力バランスを連邦閣僚会議に提示し、国民経済に対する労働力保証政策を検討すること。

労働-社会問題国家委員会は、地域別労働力バランス案と見積り計算を連邦ゴスプランに提示すること。労働力の配置と再配置に関する計画性の強化、従業員の流動化の縮小と定着性の引上げに関する経済的・組織的政策の作成とその実施。国民経済における労働力の効率的利用に対する系統的なコントロールの実施。生産合同（企業）と機関に対する労働力確保と、遊休労働力の雇用促進に関する地方労働機関の役割の引上げ。

構成・自治共和国閣僚会議、地方・州・都市ソビエト執行委員会は、共和国・地方・州・都市別の、ロシア共和国では同じく経済地区別の長期および単年度の労働力バランス表を作成すること。

省・庁は、地方計画機関と労働力機関および傘下の生産合同（企業）・機関と協力して、自己の労働力確保計画を作成すること。

**24.** 連邦ゴスプランは、経済-社会発展5か年計画草案の中で〔次のものを〕作成し、連邦閣僚会議に提出すること：

a) 年度別の収支総合財務バランス。年度計画では、国家計画できめられたあらゆる政策の実施を財政面から保証し、同時に必要な財源を確保する年間総合財務バランス。

連邦財務省は、総合財務見積り、その収支バランス措置、(年度別)5か年計画における国家予算収支(主要項目別)総合見積り等を、連邦ゴスプランに提示すること。連邦ゴスバンクと連邦建設銀行は、(年度別)5か年計画長期・短期信用見積りを連邦ゴスプランに提出すること。

「計画化の改善と経済メカニズムの強化」について

省・庁は、5か年計画草案と同時に、それに対応して、(年度別)5か年財務計画と年間財務計画を作成し、連邦財務省もしくは、共和国財務省の同意を得るためそれを提出すること。対応する財務計画は、生産合同(企業)別にも同様に作成される；

b) [5か年計画には]年度別住民貨幣収支バランス、年間計画には、年度バランス〔を作成すること〕。貨幣流通の安定性を保証するために、必要な予備を検討すること。

連邦財務省および連邦ゴスバンクは、住民の貨幣収支バランス草案に対する必要な見積りと提案を、連邦ゴスプランに提示すること。

構成共和国閣僚会議は、自治共和国別、地方・州別の住民の貨幣収支バランスを作成すること。

**25.** 産業部門計画と地域計画の合理的な結合を計る目的で：

a) 連邦省・庁は；

地域別の部門発展計画草案の作成を改良し、構成共和国閣僚会議との協同検討を保証すること；

構成共和国閣僚会議に対し、それぞれの共和国に存在する連邦所属の生産合同(企業)と〔建設〕機関の統制数字、草案および承認済み計画の基本的指標(現物表示による軍事生産指標を除く)を通知すること；

傘下の生産合同(企業)や〔建設〕機関(その存在地点での)が、統制数字、計画案と承認済み計画の基礎指標を、地方・州・都市計画委員会に提示することを保証すること。州区分のない構成共和国にあっては、その共和国のゴスプランに提出すること；

b) 構成共和国閣僚会議は、共和国所轄の経済5か年計画と年度計画の草案と並んで、共和国所属の企業合同、企業、〔建設〕機関の計画案についての提案を、共和国の経済-社会の総合的發展を保証することを考慮して作成し、連邦ゴスプラン、連邦省・庁に対し提示すること。当該共和国地域に存在する連邦所属の生産企業合同(企業)と〔建設〕機関の基本的計画指標を、構成共和国の経済-社会發展5か年計画と年度計画に含めること。

モスクワ市、レニングラード市、レニングラード州の総合経済-社会發展計画の作成と承認に関する現行方法を存続させること。

**26.** 構成・自治共和国の閣僚会議、地方・州・都市ソビエト執行委員会は、地方建設材料の生産、消費財の生産、住宅-公共、文化-日常サービス建設計画の総合5か年計画と年度計画の作成と承認、および計画遂行に対するコントロールを実施する責任を負う。連邦所属の合同・企業・機関の諸指標を〔上記の〕総合計画に含める際には、連邦省・庁が〔上記機関に対して〕承認した計画課題に立脚すること。

**27.** 構成共和国閣僚会議は、基本建設計画と建設機関の所有する生産能力・労働力との結合を計るために、当該共和国の(連邦-共和国省によって施行される)請負建設作業5か年計画と年度計画案を作成し、連邦ゴスプラン並びに対応する連邦省に提出すること。請負作業計画の作成に際して、連邦ゴスプランは、請負作業を実施する連邦省および共和国閣僚会議によって提出された計画案を同時に検討すること。

**28.** 地域計画の改善、地域別の資材・労働力のより完全な計画見積り、生産力の地域配置の改善を目的として、連邦ゴスプランは〔次のことをすること〕：

連邦供給国家委員会と協力し、連邦省・庁と構成共和国閣僚会議の参加をえて、主要生産物の生産と分配の地域バランスを作成すること。このバランスに対応して、運輸省は大量貨物の最適輸送経路を決定すること；

構成共和国閣僚会議、連邦省・庁および連邦科学アカデミーの参加をえて、大規模な地域問題解決プログラム、主たる地域—生産コンプレックスの形成と発展プログラムを作成すること。これらのコンプレックスに関して、基本建設総合計画を作成すること。

シベリア・極東地域の増大する経済的重要性と、この地域における大規模な地域—生産コンプレックスの形成を考慮して、連邦ゴスプランは、ロシア共和国閣僚会議並びに関係する連邦省・庁と協同して、この地域の生産力の発展と配置に関する見取図、およびそこに含まれる地域—生産コンプレックスの見取図並びに、生産合同（企業）と機関の行政的所属の如何をとわず各コンプレックスごとの経済—社会発展基本指標を検討し、これら指標を承認しその遂行をコントロールすること。

連邦省・庁は、構成共和国閣僚会議の参加をえて、国民経済部門と鉱工業部門の発展と配置の見取図を、連邦ゴスプランの同意のもとに作成し承認すること。この見取図を作成する場合、自治共和国、地方・州ソヴェト執行委員会の結論を考慮すること。省・庁は、自己に所属する生産合同（企業）と機関で、シベリア・極東の地域—生産コンプレックスを構成する生産体の発展指標を計画案の中で別立てで示すこと。

29. 計画バリエーションの作成と計画解の最適化を計るために、連邦ゴスプランは、第11次5か年計画期間に、計画計算の自動化システム（АСПР）の導入を完了すること。それは、生産物の生産と分配の現物・価値バランスの広汎な利用、生産設備・労働力・資金バランス、計画ノルマシステムの広汎な利用を可能にする。

30. 連邦ゴスプランは、省・庁によって作成される5か年計画案と年次計画案の質的要求を高め、本決定の立場に合致しない計画案は、再検討のため省・庁に差戻すこと。

省・庁は；

計画年度開始1か月半以上前に、（資材—機械供給量を含む）あらゆる計画指標を企業合同・企業・機関に示達すること。

生産企業合同（企業）と機関に対して承認済年度計画と四半期計画の安定性を保証し、実際の遂行〔可能〕レベル以下に計画の修正を許さないこと。

計画化の修正を許可し、そのために計画課題の引下げが行なわれた場合、省・庁その他の管理機関の主任は、所定の基準で、指導上・物質上の責任を問われ、企業合同・企業・機関の指導的職員は、経営活動の基本的成果に対するプレミアムを50%以上100%の範囲で失うことになる。

## II 生産設備・生産構造物の稼働開始の促進と、投資効率の引上げ政策について。

31. 連邦ゴスプラン、連邦省・庁、構成共和国閣僚会議は、投資効率の引上げ、すでに建設が開始された生産設備・構造物の稼働開始の促進、新規建設件数の大幅な削減政策を作成し実行すること。それによって、できるだけ短期間に、未完成建設総額を一定基準にまで引下げること。

「計画化の改善と経済メカニズムの強化」について

1981～85年計画の作成に際しては、連邦ゴスプランと連邦建設国家委員会は、設備に対する支出割合を高める<sup>15)</sup>ことによって、投資構造の一層の改善を計る政策を作成すること。

32. 第11次5か年計画期から、連邦省・庁および構成共和国閣僚会議は、基本建設に関する安定した（年度別）5か年計画を承認すること。この計画は、資材・機械・電力プラントとか、労働・資金とか、建設一組立機械能力などとバランスのとれたものであること。

連邦ゴスプランは、連邦省・庁別、構成共和国閣僚会議別の基本建設計画案と同時に、建設現場地区別に、請負側の省・庁と、発注側の構成共和国・省・庁別に仕別けした請負作業計画を、連邦閣僚会議に提出すること。

連邦省・庁と構成共和国閣僚会議は、5か年計画課題を、構成共和国の省・庁や傘下の企業合同、企業、機関にまで示達する際に、対応する資材・資金に伴うリミット総合の5%以内で、投資予備、建設一組立・請負作業予備を留保することができる。

33. 現行生産計画と新規建設計画を一体化するため、5か年計画案においては、物的生産部門向け投資を生産高とサービスの増大計画に包摂すること。

連邦省・庁と構成共和国閣僚会議は、5か年計画案の中で、〔次のものを作りそれを〕連邦ゴスプランに提出すること：

現存の生産設備と固定フォンドの計画バランスと利用見積り；

生産発展フォンドを含む、予定政策に必要な投資・設備見積りを伴う現行企業の改築と技術的再装備の総合計画。

上記目的に関して企業合同と企業に、資材・設備、投資・建設一組立作業・請負作業リミットを第一順位で割当ててることを計画の中で考慮すること。

現行企業の改築なり、技術導入をもってしても現行企業だけでは当該製品の需要を満たしえない場合には、新規企業の建設と現行企業の拡大資金を確保すること。

34. 連邦建設国家委員会の責任体制を〔次の事項について〕設定する。建設・設計一見積作業の改善・設計の質的向上に対する統一技術政策の施行。建設コスト引下げ政策の作成と実施。都市建設基準の改善と、都市・工業センター・勤労者集落の建築外観の改良。

企業と建造物の設計・建設の促進のために：

a) 連邦ゴスプランは、基本建設計画と結合して、設計一実地調査作業並びに設計一実地調査機関網と資材一機械基地の発展5か年計画（年度別）を作成し、承認すること；

b) 連邦省・庁及び構成共和国閣僚会議に対して：

企業建設を2年以上にわたって継続する場合、企業全体の建設計画にもとづいて、その企業全体ではなく第一期工事部分の設計と見積りを作成すること。第一期工事の建設開始と同時に、次期の建設開始までに、必要な設計一見積り書類を準備するため、次期工事の設計を完成すること。

各工期の建設見積価格は、技術的・経済的に決定された企業建設総額の範囲内で承認さ

15) 投資資金をできるだけ生産効果に結合するため、工場の家屋部分への投資より設備向け投資の比率を高めることが奨励されている。

れねばならない；

（企業（建造物）の建設が決定され、その長期計画が存在する場合には）長期の設計作業を伴う大規模建設に関しては、必要に応じて、設計プランの承認以前に、建設初年度の作業図面と見積を作成することが出来る；

c) 工業企業及びその他部門の企業建設および住宅—公共建造物の定型・非定型設計は、原則として、専門の熟練資格者の広汎な競争参加によって行なわれる；

d) 発注側と設計—実地調査機関との間の決算が行なわれるのは、企業・完成前コンプレックス・各期工事・建造物の建設設計が完全に終了し、発注側によってそれが受理された時点である。設計引渡し計画期間以前の設計機関の費用は、自己流動資金によるか、非中間決算方式への移行と関連して発生する、発注側の手元遊休資金の活用による銀行信用によって賄われる。設計引渡し計画期間以前の信用貸付には、高金利が適用される。

35. 5年計画において、建設—組立作業を担当する省・庁および建設—組立機関に対して、第11次5か年計画より建設作業に関する次の指標が（年度別に）承認される：

生産設備と生産的建造物の稼働開始高。この中には、現行企業の新規装備や改築による生産能力の増加分も含まれる。生産設備・建造物の稼働開始指標は、重要な製造プラントや電力設備の組立契約の実施機関に対しても適用される；

注文主別に分割した、総建設商品生産高と自力による建設商品生産高（生産・サービス活動の主体としての企業・各期工事・完成前コンプレックス・建造物で、注文主に引渡された部分の建設—組立作業価値額）。発注者である省・庁の別に、傘下の企業合同、企業、機関に対して建設商品生産高課題が承認される；

労働生産性の増大。

労働者・勤務員の人員リミット。

賃金ファンド総額。

利潤額（あるいは、建設—組立作業の原価引下げ高）。

新技術導入課題。

計画達成に必要な資材・機械・装置その他の資材—機械類。

資材—機械、賃金ファンド、流動手段及び借入額の必要量を決定するため、連邦ゴスプランは、連邦省・庁、構成共和国別に、（注文主別）請負作業の総額と自力達成分を決定する。

年度計画では、年度別5か年計画で設定された同一課題指標がより具体化されて承認される他、国家予算との収支額が承認される。

連邦建設国家委員会は、建設省の参加をえて、1979～80年の期間に、建設—組立機関の労働生産性の計画化を（標準）純生産高もしくは、労働支出の変化をより正確に反映するその他の指標で行ない、賃金ファンドの計画化を労働生産性の計画化に際して採用された生産高1ルーブル当りの賃金ノルマで行なうよう、第11次5か年計画で漸次的に移行するための見積—標準ベースを準備する措置をとること。

36. 生産設備・建造物の稼働開始課題、建設商品生産高、労働生産性、利潤などの課題遂行度に関して建設—組立機関の経営活動の評価を実施すること。また〔その指標に関し

「計画化の改善と経済メカニズムの強化」について

て] 同様に経済的刺激を実施すること。

5か年計画の各年度ごと、もしくは四半期ごとに、建設一組立機関に対して、生産設備・建造物の稼働開始課題、建設商品生産高や利潤課題が、事前に設定されていない場合（もしくはごくわずかしき予定されていない場合）には：

請負機関と発注者による承認済各建造物・構築物ごとの作業グラフに応じた建設一組立作業の遂行度および、建設一組立作業原価の引下げ指標と労働生産性増加指標によって、これら機関の活動を評価すること。

建設一組立機関の財務計画では、計画支出の補填と、バランス利潤で補填され得ない部分の物的奨励ファンドからの前倒し支出は、建設一組立作業の原価引下げによる節約高、未完成建設の計画蓄積の節約高によって、考慮される。

37. 連邦省・庁、構成共和国閣僚会議は、生産物の出荷・サービス活動の準備がととのった、建設完了・稼働開始企業、完成前コンプレックス、各期工事、建造物に対し、建設商品生産高見積価値による発注者・施工者間の決算実施体制を1981年に、完了すること。

この決算方法への移行とともに、建設一組立作業の未完成生産物の費用に対する請負機関への注文側からの前倒し支出は、中止される。建設完了企業・完成前コンプレックス、各期工事、建造物の計画引渡し期以前の（作業見積り価値による）請負機関の当該費用は、非中間決算方式への移行と関連して発生する、発注側の手持遊休資金の活用による銀行信用で賄われる。企業、完成前コンプレックス、各期工事、建造物の引渡し計画期間以前の信用貸付には、高金利が適用される。

信用調整期における未完成建造物の建設一組立作業費補填は、建設一組立機関が遂行した年間作業量の10%までは、自己資金で行うものとする。この部分を補填するのは、この目的のために建設一組立機関が所有する自己資金であるが、不足分は、中間支払方式の中止と関連して発生する、発注側の遊休資金の範囲内での銀行信用によるものとする。

完成企業（建造物）を注文側に「封印状態で」引渡すことによって、総合請負（企業・建造物の建設価値）規準見積による価値額の範囲内で、請負建設機関が連邦建設銀行〔ストロイバンク〕から信用貸付を受ける制度へ、各部門ごとに漸次的に移行することは、合理的であると考えられる。

38. 基本建設計画の連続性と、生産設備・建造物の適時な稼働開始に対する発注側と請負側の責任性の引上げのために：

a) 5か年計画の中で、主要な技術的・一経済的指標を伴う新規建設企業と建造物の一覧表、並びに、改造と拡大を予定されている現行企業の一覧表を作成し、承認すること。

最も重要な建設一覧表は、連邦 Gosplan の提案により連邦閣僚会議によって承認される。その他 300 万ルーブル以上の見積り価値を有する建設一覧は、連邦 Gosplan と建設省の同意を得て、連邦省・庁、構成共和国閣僚会議によって、見積り価値が 300 万ルーブル以下の建設物については、連邦省・庁もしくは構成共和国閣僚会議によって直接に、もしくはそれらによって定められた所定の基準により承認される。

b) 投資と建設一組立作業リミット、建設設計、〔建設〕見積、建設継続標準期間に関

する上記の建設一覧に立脚して、建設全期間にわたる年度別課題に分割した建設タイトル一覧表 (титульные списки строек) を作成すること。生産用途の建設物タイトル一覧表は、重要なものは、連邦 Gosplan の提案によって連邦閣僚会議で、その以外の見積り価値 300 万ルーブル以上のものは、連邦 Gosplan の同意のもとに連邦省・庁と構成共和国閣僚会議によって、300 万ルーブル以下のものは、直接連邦省・庁および構成共和国閣僚会議もしくはそれらによる所定の規準によって (承認権が企業合同と企業に存在する建設物タイトルを除く) 承認される。

承認されたタイトル一覧は、全建設期にわたる不変の計画書類でなければならないし、注文側、請負側、計画、財務、銀行、資財供給の各機関、設備と構造物の供給者すべてにとって、義務的なものでなければならない。タイトル表の指標の変更が可能なのは、より進んだ設備や先進的技術の採用によって、設計の見直しが行なわれるときだけである。この場合、見積価格と投資額の変更は、当該年度に連邦省・庁、構成共和国閣僚会議に対して設定された投資と建設-組立作業リミットの範囲内で許容される。

もし、前年度の作業達成量が、タイトル一覧で予定されていたものよりも少なければ、残額は、前年度分の資財・機械によって、および省・庁の手持資財によって、本年度において補填されねばならない。

請負機関のリズミカルな作業を保証し、建設基準期間を守り、生産設備と生産構造物の導入予定期間内に技術的予備をつくり出すために、タイトル一覧表の建設-組立作業量は、建設省・庁、ないしその依頼を受けた下部機関と共同して、注文側の省・庁によって年度別に配置される。

連邦建設銀行、連邦 Gosbank は、上述のやり方が守られている場合、建設物と生産構造物に融資を行うこと；

c) 1981 年の計画からは、計画対象前年の 7 月 1 日現在で、所定の基準で承認済設計-見積り書、および年間作業量に関する作業計画書をもっている建設に限り、基本建設計画に含めること；

d) 基礎的製造設備・エネルギー設備の製造者=省に対する設備購入の発注は、建設期間内に行うこと。但し鉄骨建造物の購入発注は原則として 2 年以上の〔ラグをみて〕発注すること。連邦資財供給国家委員会の発行する設備引渡し指令 (指図書) は、その完全な引渡しが終わるまで有効である。

**39.** 現行企業の最新の技術装備と改築作業を促進する必要条件をつくり出すために：

a) 生産企業合同 (企業) の指導層に対し、所定の投資・建設-組立作業・資材ファンドのリミット内で〔次の〕権限を与える：

見積り総作業価額の如何にかかわらず、企業の最新技術装備に関するタイトル一覧表を承認すること；

最新技術装備費と改築作業費の決定にあたっては、建設-組立作業の現行見積基準、および諸掛り現行見積基準に連邦建設国家委員会の決定した修正部門係数を適用すること；

b) 建設-組立機関、設計機関の従業員並びに生産合同 (企業) = 発注側の従業員に対して、現行企業の最新技術装備作業の遂行に対するプレミアム (報酬) を、企業改築プレ

「計画化の改善と経済メカニズムの強化」について

ミアム規定の枠内と所定の基準で、導入すること。

技術最新装備および改築に対するプレミアム資金は、当該作業見積りに算入されねばならないし、〔それを〕その他の目的に流用することはできない；

c) 建設一組立機関の計画において、既存企業の技術最新装備と改築作業量の割合が、〔全体の〕50%以上を占める建設一組立機関にあっては、指導層の賃金をより高い〔機関〕グループのそれに格づけ、第一グループの建設一組立機関の場合には、指導層の俸給を10~15%引上げるものとする。

40. 省・庁は、既存企業の新技術導入と改築作業を実行する適当な請負機関や、専門建設一組立機関が存在せず、産業部門の諸企業が集中している地区においては、経済的・技術的に妥当ならば、工業的・生産的企業合同を創設すること。

41. 連邦建設国家委員会と連邦ゴスプランは：

生産的用途の建造物に対する国家投資（の融資）は、全建設期間にわたるタイトル一覧表を基礎として、承認済見積り額の枠内で中断することなく実施すること。ある年度の建設計画が超過遂行された場合、当該建造物への融資は、信用計画にもとづく信用供与によって行なわれる；

国内産の巨大生産設備・電力設備に対する、組立設備引渡し計画期限前の支払いに関して、生産対象物信用を、生産合同（企業）＝注文側に与えること。組立設備引渡し計画期限をこえる信用供与には、高金利が適用される。

42. 連邦供給国家委員会は、基本建設国家計画建造物について、設計一見積りに基づく建設一組立機関の発注に応じ資材―機械供給地方機関を通ずる総合資材供給〔体制〕に、1981年中に移行すること。

連邦建設国家委員会および省・庁＝注文側は、資材・構造物・部品の必要データ設計書の作成を保証すること。

連邦ゴスプラン、連邦供給国家委員会は、自力建設方式<sup>16)</sup>による建設に対し、当該部門の承認ノルマに基く資材、および必要な建設機械、運搬手段の、連邦省・庁、構成共和国閣僚会議に対する割当てを計画の中に組込むこと。

43. 製造プラント、製造ライン、機械装置、管理とコントロールの機械化装置、自動機械設備の総合納入方式〔ワンセット納入方式＝Комплектная поставка〕の際には、注文側は納入もしくは構成された設備一式の代表提供者と決算すること。設備もしくは構成物一式の計画納期以前は、設備総合納入側に対し、銀行信用が提供される。計画納期以後の信用には高金利が適用される。

44. 生産設備・構造物の予定通りの稼働開始に対して、遂行された建設一組立作業見積り額の平均3%以内で、追加プレミアムが認められる。

生産設備の稼働開始時期が、請負機関によって承認基準より短縮された場合、その短縮期間に予定された利潤額の50%、但し建設短縮期間各1か月当りの建設一組立作業見積り額の0.5%を越えない範囲で、代表請負側は注文側から資金を受取るものとする。この資金は、建設に参加した諸機関の経済的刺激ファンドに積立てられる。

16) 建設作業の専門機関による請負制と区別される хозяйственный способ строительства のことで、企業自体によっておこなわれる企業内建設方式である。

45. 連邦建設省、建設機関を抱えている省・庁、構成共和国閣僚会議は、1979～81年の間に、管理の2～3環制に移行することを配慮し、基本建設管理の改善政策を作成し実行すること。生産建設一組立合同企業、場合によってはトラストが建設業の基礎的経営計算単位となるものとする。

### III. 経営計算の発展と、経済的槓杆と刺激の役割の強化について

46. 5か年計画課題と長期経済ノルマチーフを基礎として、生産企業合同（企業）と建設一組立機関の、経営計算の一層の発展を保証することが必要であると考えられる。これ〔経営計算の強化〕は、国家予算への資金控除の同時的増大のもとで、経営活動の最終成果の改善に応じて経営体に留保される資金の増大を保証するものである。

鋳工業生産合同（企業）の経営活動成果を評価し、その経済的刺激を組織すること。この場合、何よりもまず、生産用生産物・消費財の品目別（アソートメント）納入計画の達成、締結契約（注文）に応じた納期、労働生産性の引上げ、製品の品質の改善、利潤の増大、（場合によっては原価引下げ）などに依拠すること。

今後2～3年間に、鋳工業の基礎的経営計算単位として、生産企業合同の形成を完了すること。生産の専門化と協業化、補助的・副次的サービスの集中化、合併した企業・機関の管理機能の集中化を継続的に実現すること。

全連邦的（共和国的）企業合同の経営計算方法を改善し、鋳工業省・建設省の活動に経営計算方法を継続的に導入すること。

47. 労働集団の経営上のイニシヤティブを発展させ、生産合同（企業）の権限を拡大するために：

a) 第11次5か年計画では、年度別差額を伴う5か年計画の承認済安定ノルマチーフによる経済的刺激ファンド — 物的奨励ファンド、社会＝文化施設・住宅建設ファンド、生産発展ファンド — の形成に移行すること。

何よりもまず生産企業合同（企業）の質的計画指標に関する諸ノルマチーフを決定し、省全体として5か年計画で予定されたノルマチーフの枠内でそれらを承認すること。

高能率の生産財と新品種の消費財の著しい生産増大を実現した生産企業合同（企業）に対して、経済的刺激ファンドの形成ノルマチーフを引上げること。

省別・企業合同別・企業別の経済的刺激ファンドの絶対額は、（年度別）5か年計画で係数的に決定してしまうこと。5か年計画の当該年度の課題を具体化する場合には、当該年度の経済的刺激ファンド形成ノルマチーフについても、必要な修正を同時に実施することができる。

経済的刺激ファンド資金の具体的支出については、労働組合委員会と協同して、生産企業合同（企業）の管理部によって決定される。生産発展、社会＝文化施設・住宅建設および物的報償に対する資金の利用問題の検討と解決には、労働集団の積極的参加が行なわれる。

上記ファンド資金は、厳密にその目的に沿って利用すること。ファンドの未利用残は、翌年にくりこされ、〔上部に〕吸収されることはない。

「計画化の改善と経済メカニズムの強化」について

5 年計画のなかの単年度計画をこえる呼応計画が、生産企業合同（企業）により採択され、遂行された場合、この超過遂行に対する経済的刺激ファンドへの控除は、高率ノルマチーフで行なわれる。ファンド形成指標に関する5 年計画課題が不達成の場合は、低率ノルマチーフによって経済的刺激ファンドへの控除が行なわれる。

b) 物的奨励ファンドの形成は、労働生産性の増大、高品質カテゴリー製品（もしくはその部門で設定されたその他の品質指標）の生産、契約（注文）に即応した納品計画の遂行度に応じて、利潤を利用して行なわれる。各部門の特性を考慮して、物的奨励ファンドはその他の質的指標によっても形成されうる。たとえば、資財の節約、ファンド生産性の引上げ、交替係数の引上げ、収益率の大きさ、原価引下げ、さらに採掘鉱業では、現物単位での生産高の増加など。

労働生産性の引上げ、品質の引上げもしくはその他の質的指標にもとづく物的奨励ファンドへの資金控除は、利潤（決算利潤）に対するパーセントで設定されたノルマチーフで行なわれるが、場合によっては、5 年計画の基準年の貸金ファンドに対するパーセントノルマチーフで行なわれる。生産高増加に関するノルマチーフは、現物単位〔で測定される〕生産高単位当りで設定される。

物的奨励ファンドへの控除絶対額は、経済契約（注文）に即応した納期と、品目（アソートメント）に関する引渡し計画の遂行度に応じて増加（減少）される。

生産合同（企業）は、物的奨励ファンドおよび貸金ファンドからのプレミアム資金を、まず第一に、品質指標の改善、締結契約（注文）に即応した納入義務の遂行を奨励するように社会主義競争の成果の考慮とともに、方向づけることが必要であると考えられる。全連邦（共和国）鉱工業企業合同の従業員プレミアムは、上記指標の遂行度に応じてもまた設定される。

c) 社会—文化施設・住宅建設ファンドの形成は、物的奨励ファンドの30~50%を占める。この範囲で、各省は、生産企業合同（企業）別に住宅や社会—文化施設の充足度を考慮して、このファンドへの控除量を格差づけることができる。

物的奨励ファンド資金の一部もまた、住宅建設・社会—文化施設に流用することができる。

d) 生産発展ファンドの形成は、利潤控除と、固定ファンドの完全な再生産にあてられる減価償却控除資金によって、ノルマチーフにもとづいて実施される。生産発展ファンドへは、（固定ファンドの）償却済み資産の売却代金も振込まれる。

機械化・自動化、設備の取替と近代化、生産組織と労働組織の改善、その他新技術の導入などは、この資金で実施されるが、以上のことは、生産企業合同（企業）自身で立案承認される。

生産企業合同（企業）の見積と提案によって実施される上記の措置の投入要素は、省・庁の基本建設計画に総額で含まれ、（年度別）5 年計画における当該省・庁に対する承認済投資額、資材、請負作業量のリミットの範囲内で、必要な投資額、資材、請負作業量が、第一順位で省・庁によって保証される。上記実施措置の遂行を保証するために、年度計画の遂行過程で発生する必要額、対応する費用は、国家投資リミットの枠外で、未利用

生産発展ファンドおよびこのファンドへの計画超過控除金によって実現される。

生産企業合同（企業）の社会—文化施設・住宅建設ファンド資金を利用した諸施策に対する、投資額、資材、請負作業量の保証に当たっても、同様の方法が適用される。

連邦ゴスプラン、連邦財務省、連邦建設銀行、連邦ゴスバンクは、6か月以内に、投資資金の非集中化財源一覧表を縮約する提案をを作成し、連邦閣僚会議に提出すること。

48. 固定ファンドの完全な再生に向けられる減価償却控除金の配分は次の方法による。控除金の10%ないし50%は、所定のノルマチーフで、生産企業合同（企業）の生産発展ファンドに控除される。残額は、生産企業合同（企業）、全連邦（共和国）鉱工業企業合同、省・庁などにおいて、第一順位として基本建設計画に即応した現行企業への新技術導入と改築のために利用される。

固定ファンドの大修理用減価償却控除金は、生産企業合同（企業）によって、厳密にその目的のために利用される。大修理を実施するのに自己資金が不足する生産企業合同（企業）の利用に供するため、この控除総額の15%の枠内で、大修理用減価償却控除金による予備金の積立を、省・庁、鉱工業企業合同の権限で行えるようにする。

49. 連邦ゴスプラン、連邦財務省は、構成共和国閣僚会議の参加をえて、地方の自動車道路建設の計画化方法とその建設費・維持費の資金調達改善に関する提言を、本決定の各条項に即応した財源調達を念頭において作成し、それを3か月以内に連邦閣僚会議に提出すること。

50. 生産企業合同（企業）、全連邦（共和国）鉱工業企業合同および各省の財務—経営活動の結果に対する経済的責任性を強化し、資財・資金のより効果的な利用の関心を高めるために、第11次5か年計画より、5か年計画での承認済課題に立脚して、各々の自由裁量にまかされる安定（年度別）利潤控除ノルマチーフを（準備の整い次第）鉱工業省は設定すること。

利潤のこの部分は、投資財源、銀行信用の返済と信用利子の支払、流動資金の増大分の財源、科学—技術発展統一ファンドと経済的刺激ファンドの形成、その他の部門発展の計画支出に利用される。

生産的用途の諸対象への投資用自己資金が不足する場合には、省、企業合同、企業の5か年計画において、銀行信用と国家財政資金の利用が検討される。

上記ノルマチーフに即して、国家予算への利潤控除絶対額、および必要な場合には予算からの支出額が、（年度別）5か年計画で承認される。承認済み利潤計画が5か年計画のある年度で不遂行の場合、5か年計画の当該年度で予定されていた予算への支払いは、省の管理下にある利潤を削ることによって、満額が支払われる。5か年計画のある年度の課題が変更される場合、省の管理下に入る利潤控除一般ノルマチーフと国家予算への利潤控除額に対する修正を同時に行うことが可能である。

各省は、その手元にのこる利潤総額を前提として、生産の特殊性と収益性レベルを考慮して、全連邦（共和国）鉱工業企業合同、同じく生産企業合同と大規模企業に対して、それぞれの利潤控除ノルマチーフを設定することが許される。経験の蓄積という必要条件が整うに従って、利潤控除ノルマチーフは、すべての生産企業合同（企業）に対して設定さ

「計画化の改善と経済メカニズムの強化」について

れねばならない。

計画超過利潤の50%（製品の効率と品質に対する卸売価格奨励加算分を除く）は、省（企業合同、企業）の手元に留保される。利潤計画が3%以上超過した場合は、それを越える部分について、その25%が留保される。残額は国家予算に控除される。

中央集中ファンド、省や全連邦（共和国）鉱工業企業合同内の予備資金は、現行のやり方で形成される。

**51.** 科学—技術進歩と高能率新製品の出荷奨励を目的として：

a) 1980年中に、科学—研究機関、建設機関、設計—建設機関、工学機関、実験工場、鉱工業省の科学—生産合同と生産企業合同（企業）などは、注文—指図書（契約）にもとづく新技術の創造、開発、導入に関する作業組織の経営計算新システムへの移行を完了すること。注文—指図書（契約）の中では、こうした作業の最終成果（国民経済的效果を含む）、研究担当者、すべての段階——基礎研究の段階から、その結果の生産への導入段階まで——の達成期間、また必要な資材、資金および物的報償の大きさとその財源などを規定すること。

科学—研究、試験—製作、工場生産の費用総額は、（年度別）5か年計画に於て、（標準）純生産高に対するパーセントで、個々の場合には、高品質生産高に対するパーセントで、決定すること。

上記機関の従業員の賃金ファンドは、科学—研究、試験—製作、工場生産の費用総額に対するパーセントで決定される。

b) 省・庁の中に、科学—研究、試験—製作、工場生産を賄い、新製品と新製造工程の開発と導入、労働の科学的組織の導入関連費用の補填、製品の品質改善のための追加費用と新製品の初期の生産段階における高コストを賄うための単一ファンドを創設すること。このファンドは、科学—生産企業合同と生産企業合同（企業）の利潤控除から形成されるが、その大きさは、（標準）純生産高、もしくは高品質生産高に対する（年度別）5か年計画で設定された標準控除率による。多額の費用を伴う特別重要な科学—研究作業の財源としては、科学—技術発展統一ファンド資金と並んで、国家予算を使用することができる。

鉱工業省に対し、科学—技術発展統一ファンド資金の一部を全連邦（共和国）鉱工業企業合同、大規模生産単位と科学—生産単位の自由裁量に移すことが許可される。

新技術の開発・導入に関係し、科学—技術発展統一ファンド資金によって実現される、鉱工業的性格の作業価額は、製品のそれぞれのグループ別に、標準利潤の計算を伴う総生産高で考慮されるものとする。

c) 科学—研究機関、設計—製作機関、生産機関は、物的報奨ファンド、社会—文化施設・住宅建設ファンド、機関発展ファンドを形成する。

d) 科学—生産、生産企業合同（企業）、科学—研究機関、設計—製作機関、製造機関の従業員の新技术創造・導入に対するプレミアムは、科学—技術成果の利用によって国民経済面で実際に得られる経済効果の合計値<sup>17)</sup>によって実現される。

e) 科学—研究、設計—製作、製造機関は、作業段階ごとの支払制度にかえて、その作

17) 第6項脚注をみよ。

業が完全に終了し、注文側に受理された作業に対する決算システムに漸次的に移行し、第11次5か年計画においてこの移行を完了する。作業完了計画期限以前の当該機関の費用は、非中間支払制度 (расчеты без промежуточных платежей) への移行期に、注文側で遊休化する資金枠で、銀行信用によって補填される。作業完了計画期限を超過した場合の信用供与には、高金利が適用される。

f) 連邦ゴスバンクと連邦建設銀行は信用を〔次のところに〕供与する：

科学・技術発展統一ファンドへのくり入れ額と、このファンドからの支出額とが年間を通じてバランスしない場合、このファンド支出の対象となる作業に関して、省・庁に対し融資が行われる；

科学—生産・生産企業合同（企業）に対しては、科学-技術発展統一ファンド資金によって賄われる作業支払に関して、その作業が、計画予定より短期間に仕上がった場合には、融資が与えられる；

計画で予定されていなかった科学-技術発展に関する高能率施策を実現するために融資が与えられる。ただし、その施策完了日から2年以内に元利合計分を、科学-技術発展統一ファンド資金によって償還すること。上記融資は、省・庁もしくは全連邦（共和国）鉦工業企業合同の保証のもとに実施される；

g) 科学—生産・生産企業合同（企業）および、機械—組立機関において、特別に重要で、高能率の設備・機械の作成、開発・大量生産に対して、および原理的に新しい装造工程の創造・開発に対して、これらの技術や製造工程の創造と開発に直接参加した作業指導者と作業員に報償するために、様々なプレミアムが導入される。このプレミアムの支払は、科学-技術発展単一ファンド資金で実施される。

鉦工業の軍事部門での科学—研究，実験—製作，製造作業の計画化，資金調達，奨励に関する現在の諸条件，並びに連邦科学アカデミー，構成共和国科学アカデミー・非生産部門に附置された科学施設に対する国家予算支出方式はそのまま保持される。

52. 高品質製品の生産の拡大と、品目の系統的更新を保証するために、経済的テコと刺激の役割を高める目的をもって：

a) 優良な国内・国外製品のもつパラメーターに匹敵する、生産的用途の高能率新製品卸売価格に対する奨励加算を設定する。その加算額は、当該製品グループもしくは類似品グループの価格決定の際に採用される収益性基準の0.5~1.25%の大きさで、その製品の生産と利用から得られる年間経済効果の70%の範囲内で、その経済効果の大きさに従って決定される。効率性と品質に対する卸売価格加算は、1年間に限り設定されるが、特別に複雑な製品については、2年以内とする。この期間に「国家優良品質証」を獲得すれば、その加算額は、不変のまま継続される。加算額の有効期間全体は、4年間とし、特別に複雑な製品については、5年間とする。高能率新製品および「国家優良品質証」を獲得した製品で、この製品が発見なり発明の一定の開発基準をみたすときには、この製品の卸売価格に対する加算額は、1.5倍に高められる。

第二種品質カテゴリーの製品，および一定期間内に品質〔の優良さ〕が証明されない製品に関しては、当該製品の販売利潤総額の50%の大きさの卸売価格割引が行なわれる。生

「計画化の改善と経済メカニズムの強化」について

産中止期限をこえた第二種品質カテゴリー製品の卸売価格の割引は、全利潤額をそれ〔割引〕にあてる。この場合、生産物は割引なし価格で販売され、割引総額は、国家予算に払込まれる。生産中止過程の製品の在庫や部品に関しては、卸売価格割引は適用されない。

卸売価格に対する上記の加算や割引総額は、計画においては考慮されないが、計画遂行の評価の際にはそれが考慮される。

連邦標準規格国家委員会は、企業、企業合同、省に対して、製品の品質証明の獲得と、証明済み製品の品質に対する要求をみたすようコンロールを強化すること。この要求が守られないとき、「国家優良品質証」を失い、要求をみたしていないことが明らかとなったその年の年頭から、当該製品の卸売価格割増で経済発展ファンドへ払込まれた総額を上げることにする。価格に対する奨励割増しが設定されている生産財と消費財のすべての生産物に対して、類似の制裁が適用される。

b) 高能率新製品や「国家優良品質証」をもつ製品の販売によって、生産企業合同（企業）が受取る追加利潤（卸売価格に対する加算総額）は、次の基準で分配する。その70%までは、生産企業合同（企業）、科学—研究機関、設計—製造機関、製造機関の経済的刺激ファンドへ振込まれ、残額は科学—技術発展単一ファンドと、国家予算とに平等に分配される。

製品の品質規準に再度合格したり、「国家優良品質証」を2回にわたり獲得した場合には、当該製品の技術—経済パラメーターの改善を条件として、奨励加算や経済的刺激ファンドへの控除が同一レベル〔従来水準〕に維持される。もしも当該製品の技術—経済パラメーターが改善されない場合には、加算額の大きさと、その有効期間は1/2に短縮される；

c) 消費財の新製品に「国家優良品質証」が与えられた場合、当該製品の臨時卸売価格と小売価格は、この「品質証」の全有効期間にわたり保持される。

消費財製品の品質が著しく改善されたり、「国家優良品質証」が与えられた場合、その生産企業合同（企業）の経済的刺激ファンドへの控除は、承認済ノルマチーフに従って、より大きな量で行なわれる。

d) 長期にわたり生産される高収益の生産財に関する定額支払い制度は拡大される。

e) 連邦ゴスバンクと連邦建設銀行の信用供与。新製品の生産と製品の品質引上げ並びに消費財の生産の拡大と日常サービスの改善に対する効果的政策の（国家投資リミットを越える）導入に対する信用供与は、追加利潤による2年以内の費用の回収と借入金の返済を条件として、生産企業合同（企業）と機関に対して与えられる。費用の回収期間の決定、信用返済財源の決定は、信用供与によって出荷可能となった消費財の販売に対する取引税の50%以内で考慮される。

**53.** 労働生産性の引上げの促進と労働要員の流動性縮少のため、労働集団の利害関心の強化を目的として：

a) 生産物ルーブル当りの賃金率の長期安定化をベースとして、従業員個人の、および労働集団全体としての賃金額を、労働生産性の引上げと、生産的企業合同（企業）の作業成果の改善とにより強く関連づけること。賃金ノルマチーフを決定するにあたっては、技

術的に根拠ある労働ノルマに立脚し、労働生産性の増大が賃金の増大をこえるよう配慮すること。高能率新製品、品質の改善並びに地理的条件の悪化などに関連して、必要に応じて労働集約度の引上を考慮すること；

b) 生産企業合同（企業）に対し、賃金の所定基準もしくは賃金計画ファンドの引下げで得られる賃金ファンドの節約分を用いて、賃率なり俸給に加算分をつけ加える権限が与えられる<sup>18)</sup>；

兼業者や少人数による一定作業量の遂行者に対して、賃率（俸給）の50%以内で〔加算される〕；

特別に責任ある労働に従事している熟練労働者や高度の技能修得者に対して（企業での勤続期間を考慮して）等級格差の範囲内で当該等級賃率の4, 8, 12%の大きさを段階づけて〔賃金加算が行なわれる〕；

技術一技能従業員、また何よりも職場長に対して、および高い技能資格をもつ職員に対して、俸給の30%以内で、建築士や技師に対しては、俸給の50%以内で、生産企業合同（企業）の賃金支払ファンドの1%の範囲内で〔加算される〕。

上記の加算分は、作業指標が悪化した場合には、中止される；

c) 技術的に基礎づけられた労働ノルマの導入とその適時の改訂に関する主導性を発揮させるために、これらノルマの改訂の結果えられた節約分により、1回限りのボーナスを労働者に支払う。

（連邦）労働-社会問題国家委員会は、技術的根拠をもつ先進ノルマによる労働に対しては、20%の範囲で引上げられた出来高賃率の鉱工業各部門生産企業合同（企業）への導入を、全ソ労働組合中央評議会の同意のもとに省・庁に許可する権限を持つものとする。

d) 賃金の所定基準もしくは計画ファンドの引下げで得られる賃金ファンドの未利用節約分を（計画超過利潤の範囲で）、生産計画と労働生産性引上げ計画の遂行を条件として、生産企業合同（企業）の物的奨励ファンドへ年末に繰入れること。賃金ファンドの支出超過の際には、物的奨励ファンド資金が（前年度このファンドへ振込まれた賃金ファンド節約額の範囲で）補填のために支出される；

e) 第11次5か年計画では、労働力再生産費のより完全な補填、新技術導入の経済効果の正確な決定、労働力の合理的利用に対する刺激の強化〔など〕を保証するために、国家社会保険への払込み現行料金を引上げる<sup>19)</sup>。

54. 省・庁、企業合同、企業、機関は、労働の組織化と刺激化のための作業形態が、第11次5か年計画では基本的なものになるべきことを考慮して、それを広汎に発展させる措置の作成と実現を計ること。

所定のノルマチーフと、資金の範囲内で、作業班集団全体の作業結果に対して、各成員の実際の貢献を考慮して、プレミアムと賃金の大きさを決定する権限、職能上の技能と兼業に対する加算と追加賃金設定を作業班メンバーに提起する権限、それぞれの作業の質を考慮した労働等級決定基準の変更を管理部や労働組合組織に勧告する権限、作業班内での

18) シチョーキン方式の導入と推定される。

19) 資材・設備コストに対する労務コストの引上げによるバランスの回復と、それにもとづく経済効果の計算や、機械一労働使用比率の変更（労働節約的技術進歩）を刺激する経済措置と推定される。

「計画化の改善と経済メカニズムの強化」について

社会主義競争の勝利者と、その奨励金の額をきめる権限、工場内社会主義競争の成果に対する物質的・道徳的奨励を受ける候補を作業班メンバーから選出する権限が、生産作業班集団（評議会）に与えられる。

55. 生産ファンド利用の改善と資材の節約へ生産企業合同（企業）を刺激するために：

a) 生産ファンド料金ノルマチーフを原則として6%とする。資材の基準超過非信用対象ストック、および未設置装備に対する〔支払〕料金は、企業合同、企業、機関に内部留保される利潤によって支払われる。計画予定額より少ないファンド価額〔有形資産〕で生産計画や利潤計画が達成された場合、ファンド料金の節約分は、企業合同、企業、機関の手元に残される。利潤分配総合ノルマチーフに即応して省全体に設定された国家予算への納入額は、この額だけ減少される。

ファンド料金の控除〔優遇措置〕対象となる生産ファンド一覧表はこれを縮少すること；

b) 新規企業、拡大・改築された企業における経済的刺激ファンドの形成と従業員へのプレミアムは、(所定のノルマチーフにもとづく) 生産設備能力開発グラフの遂行と、労働生産性と原価に関する予定指標の遂行を考慮して行なわれる。

c) 水利系から鉱工業企業に取入れた用水料金は、原価に算入される。

d) 企業建設の技術的—経済的基礎づけや、建設バリエーション経済性の比較に際しては、企業建設区域の土地の経済評価額を考慮すること<sup>20)</sup>。

e) 加工工業部門の製品別収益性は、利用した原料、燃料、電力、資材、半製品、セット部品の価値を差引いた原価に対する利潤比率で決定すること。

f) 従来より安価な材料を生産に利用しながら、製品の品質を落さない場合、この製品の卸売価格はその5か年計画を通じて不変とする。材料投入がより少ない新製品の卸売価格は、(代替される) 旧製品の販売利潤額を維持し、収益率がそれよりも低くないレベルで設定される。この場合、生産高と労働生産性の決定に際しては、その5か年計画期中は、旧製品が計画で採用していた卸売価格を採用する。

g) 連邦鉱工業省は、1979～1980年において、生産企業合同（企業）用に、経済的基礎づけのある流手段のノルマチーフ作成し、連邦財務省の同意のもとに承認する。第11次5か年計画では、生産企業合同（企業）の自己流手段の大きさを、上記ノルマチーフに見合ったものにするが、必要に応じて、銀行信用をその一部と取替えてもよい。

56. 契約義務の遵守と、必要な品目と品質の製品の適時な引渡しに対する生産的企業合同（企業）と機関の物質的責任性を引上げるために：

生産物引渡し契約義務違反に対する所定の法律、ないし契約による罰金は相殺勘定方式ではなく、強制基準によって行なわれる。

資材—機械供給機関の活動評価の主要基準、および同機関の従業員のプレミアム支給基本指標は、経済契約と生産物納入計画の遂行〔度〕であると考えられる。1980年度中に、連邦供給国家委員会の資材—機械供給機関は、経営計算制への移行を完了すること。この機関と企業合同、企業、機関との相互関係は、経済契約と相互の物的責任制を基礎として打建

20) この(c)、(d)項を機会費用としての水料金、土地料金の価格形成への参加と考えるべきかどうか、即断できないと思われる。

てられること。

運輸機関は、輸送計画の不達成に関して、物的責任制を強化すること。連邦供給国家委員会は、連邦ゴスプランおよび連邦閣僚会議附属国家裁定委員会と協同して、この問題に関する提案を作成し、連邦閣僚会議にそれを提出すること。

57. 締結契約に見合って受取った生産物に対する適時決算を保証し、支払原則遵守責任を高めるため、支払い期間を守らなかったり、購入側の一時的資金不足が生じた場合、購入側の保証した支払証書は、連邦ゴスバンクもしくは連邦建設銀行によって、購入側の借金に対する貸付金の形で支払われるものとするが、その返済期限は、商品—資材に対する通常の支払期間 60 日以内で、年利子率は 5% である。

58. 新卸売価格の導入に際しては、労働集約度に関する先進ノルマに立脚して、各製品ごとに純生産高ノルマ（部門によっては加工価値ノルマ）を同時に決定する。

59. 省・庁、企業合同、企業、機関は、生産効率と労働の質を上げるプレミアムシステムの刺激的役割を強化すること。プレミアムに関する現行規定を、この決定で示したような物的奨励ファンドの形成基準と生産企業合同（企業）、機関の活動評価基準に即応したものにすること。プレミアム加算は、物的奨励における平等主義的ではなく、集団と各個人の労働貢献に直接対応して施行されること。

60. この決定で示された、計画化と経済的刺激的の改善措置は、すべての鉱工業部門と基本建設部門に拡大されるものとする。鉱工業や建設の個々の部門における、適用の特殊性は、対応する連邦省・庁および構成共和国閣僚会議の提案にもとづき、連邦ゴスプランが連邦財務省と連邦労働・社会問題国家委員会と共同して、建設部門に関しては同じく連邦建設国家委員会と共同して、連邦ゴスプランによって設定される。

61. 経済貨物や旅客運輸機関の抜本的改善と、輸送企業や機関の経営活動の最終成果に対する経営メカニズムの作用力強化を目的として、交通省、海運省、民間航空省、共和国自動車運輸省、ロシア共和国河川運輸省は、運輸機関活動の部門的特殊性を考慮の上、本決定の基礎的条項に立脚して、当該問題に関する提言を 4 か月以内に作成の上、連邦ゴスプランに提出すること。

連邦ゴスプランは、連邦財務省、連邦労働-社会問題国家委員会、連邦価格国家委員会と共同して、上記提案にもとづき、それに対応する規程草案を準備すること。その中で、運輸機関の作業の組織化レベルと、活動の国民経済効率の大幅引上げに関する総合政策を検討すること。この草案は 1980 年 1 月 1 日までに連邦閣僚会議に提出すること。

62. 連邦ゴスプラン、連邦供給国家委員会、科学-技術国家委員会、連邦建設国家委員会、連邦財務省、連邦労働-社会問題国家委員会、連邦価格国家委員会、連邦ゴスバンク、連邦建設銀行、並びにその他の連邦省・庁、構成共和国閣僚会議の最も重要な課題の一つは、本決定で提起された政策を実践に移すことであると考えられる。

この目的のために：

必要な標準規定 (нормативные акты) を作成すること；

第 11 次 5 年計画期に、この決定が提起した政策体系を総合的に実現するために、必要を準備作業を開始すること

「計画化の改善と経済メカニズムの強化」について

63. 連邦中央統計局は、連邦 Gosplan の同意のもとに、この決定のもたらず変更を、国家統計報告に反映させること。また連邦財務省と連邦中央統計局は、企業、企業合同、省・庁の会計と報告の一層の縮小簡略化をこの際保証することを考慮しながら、この決定のもたらず変更を会計計算と報告に反映させること。

(望月喜市 訳)

追記：以下の文献資料は、本稿脱稿後入手した関係文献であるので、追加の形で掲載することとした。なお1973年の「管理制度の再編」については、福島正夫「ソ連における経済管理制度の展開」『ソ連東欧諸国の経済管理制度』1979年、(ソ連・東欧貿易会)および同書巻末〔資料〕を参照されたい。

37. А. Кошута, Совершенствование методики образования цен на продукцию машиностроения: «Плановое хозяйство», 1979. № 8.
38. Хозяйственный механизм в строительстве, 1979. № 39, (Э. Г.)
39. Единный фонд развития науки и техники, 1979. № 39, (Э. Г.)
40. Новое в материально-техническом снабжении, 1979. № 41, (Э. Г.)
41. Нормативная чистая продукция, 1979. № 40-41, (Э. Г.)
42. Премирование за ввод объектов, 1979. № 42-43, (Э. Г.)
43. Ориентация на высокое качество, 1979. № 43, (Э. Г.)
44. Новое в материально-техническом снабжении, 1979. № 41, (Э. Г.)
45. Использование поощрительных Фондов в торговле, 1979. № 42, (Э. Г.)
46. Ускорение научно-технического прогресса, 1979. № 42, (Э. Г.)
47. Усиление хозяйственного расчета, 1979. № 45, (Э. Г.)
48. Долгосрочные нормативы заработной платы, 1979. № 45, (Э. Г.)
49. Комплексное развитие бассейна, 1979. № 45, (Э. Г.)
50. О мерах по дальнейшему совершенствованию подготовки и повышения квалификации рабочих на производстве, 1979. № 45, (Э. Г.)
51. Программно-целевое планирование, 1979. № 44, (Э. Г.)
52. Стимулы технического прогресса, 1979. № 44, (Э. Г.)
53. За полностью законченную и принятую работу, 1979. № 44, (Э. Г.)
54. Положение о паспорте производственного объединения (предприятия), 1979. № 46, (Э. Г.)
55. Показатели технического уровня производства, 1979. № 46, (Э. Г.)